

赤磐市地域防災計画【第1編第1章第2節】新旧対照表

改正後	現行						
<div data-bbox="174 363 721 470" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> </div> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1～5 (略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="210 624 1093 1099"> <tr> <td data-bbox="210 624 436 1099"> <p>日本郵便株式会社 (備前瀬戸郵便局)</p> </td> <td data-bbox="436 624 1093 1099"> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p> <p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(6) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(7) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p> </td> </tr> </table>	<p>日本郵便株式会社 (備前瀬戸郵便局)</p>	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p> <p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(6) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(7) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p>	<div data-bbox="1140 363 1686 470" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> </div> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1～5 (略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1176 624 2063 1099"> <tr> <td data-bbox="1176 624 1402 842"> <p>郵便事業株式会社 (備前瀬戸支店)</p> </td> <td data-bbox="1402 624 2063 842"> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 842 1402 1099"> <p>郵便局株式会社</p> </td> <td data-bbox="1402 842 2063 1099"> <p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(1) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い</p> <p>(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(3) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(4) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p> </td> </tr> </table>	<p>郵便事業株式会社 (備前瀬戸支店)</p>	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p>	<p>郵便局株式会社</p>	<p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(1) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い</p> <p>(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(3) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(4) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p>
<p>日本郵便株式会社 (備前瀬戸郵便局)</p>	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p> <p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(6) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(7) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p>						
<p>郵便事業株式会社 (備前瀬戸支店)</p>	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</p> <p>(3) 災害地の被災地の救助を行う地方公共団体などにあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金免除を行う。</p> <p>(4) 道路などの損傷状況の情報提供を行う。</p>						
<p>郵便局株式会社</p>	<p>日本郵政グループ各社から要請があった場合に次の取扱いを行う。</p> <p>(1) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い</p> <p>(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い</p> <p>(3) 株式会社ゆうちょ銀行の被災者の救援を目的とする義援金送金のための無料送金サービス</p> <p>(4) 株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</p>						